

2020年7月27日

中華人民共和國 最高人民法院 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 松本 宗久

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件
の審理に関する指導意見（意見募集稿）』に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業960社を含む、1326社（2020年7月27日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）』について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理
に関する指導意見（意見募集稿）』に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
連絡担当：古谷 真帆
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：furuya@jipa.or.jp

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理
に関する指導意見（意見募集稿）』に対する意見

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する
指導意見（意見募集稿）』に対するコメント ①

件名	電子商取引プラットフォーム運営事業者が、リンク削除等の撤去措置を終了させなければならない要件について（第11条）
現状／問題点	<p>第11条において、「電子商取引プラットフォーム運営事業者が、プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、<u>25営業日以内に、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていない場合、</u>講じているリンク削除、ブロック、解除等の撤去措置を速やかに終了されなければならない。」旨が規定されている。</p> <p>この規定は電子商取引法第43条の「<u>声明送達後15日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていない場合</u>」と異なっている。</p>
改善希望	<p>電子商取引法第43条と、本指導意見第11条の関係を明確にさせていただくことを希望する。</p> <p>なお、明確化いただくに際し、権利者が、「15日以内に苦情を申し立て又は起訴した通知を提出」し、且つ「25営業日以内に人民法院又は行政機関の受理通知書を提出」しなければ、リンク削除等の撤去措置が終了されるのであれば、権利者の負担が過大である。</p> <p>権利者が、「15日以内に苦情を申し立て又は起訴した通知を提出する」又は「25営業日以内に人民法院又は行政機関の受理通知書を提出する」の何れか一方を満たした場合は、リンク削除等の撤去措置が終了させられないことが明確化されることを希望する。</p>
関連する法令等	電子商取引法第43条

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する
指導意見（意見募集稿）』に対するコメント ②

件名	悪意認定について（第10条）
----	----------------

現状／問題点	第 10 条において、「悪意が有るか否かを認定するに当たって、通知に権利侵害を認定した旨の有効な判決文が添付されているにもかかわらず侵害が存在しない旨の声明を送ったこと」が規定されている。 一方、行政事件として処理決定がなされた場合、悪意の認定にそれが考慮されるかが明確でない。
改善希望	侵害認定の判決文が添付されている場合のみならず、「侵害認定する行政機関の処理決定」が添付された場合にも悪意の認定の考慮対象とされることを希望する。
関連する法令等	特になし。

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）』に対するコメント ③

件名	電子商取引プラットフォーム運営事業者が侵害行為の存在を「知るはずであった」と認定することができる要件について（第 16 条）
現状／問題点	第 16 条において、「プラットフォーム内の“旗艦店”、“専営店”との文字を表示する事業者の権利証明を審査していない場合」が例示されているが、プラットフォーム内におけるこれらの記載はプラットフォームごとに異なる。
改善希望	“旗艦店”、“専営店”との文字を表示する事業者に限定されず、これらに相当する文字を表示する事業者も追加されることを希望する。 例えば、「“旗艦店”、“専営店”、“専売店”との文字を表示する事業者及びこれらに相当する文字を表示する事業者」と規定されることを希望する。
関連する法令等	特になし。

『最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見（意見募集稿）』に対するコメント ④

件名	プラットフォーム内事業者の侵害行為が存在しない旨の声明について（第 9 条）
現状／問題点	プラットフォーム内事業者から侵害行為が存在しない旨の声明の中には虚偽の情報を含むものや反論の体裁をなしていないものが多く存在し、そのようなものも一律に声明と解釈されると、行政機関、司法部門および権利者の負担が過度に増大する恐れがある。

改善希望	<p>「電子商取引プラットフォーム運営事業者は、知的財産権利者に声明を転送する前に、その中身の真実性につき第一次的な確認を行うものとし、真実性について明らかな疑義がないもののみを声明として扱うものとする。」旨の記載を第9条に追加いただくことを希望する。</p> <p>電子商取引法第42条において知的財産権利者の通知ミスによってプラットフォーム内事業者に損害を与えた場合の民事責任に関する規定があり、悪意の場合には2倍の賠償責任を負うことにもなっている。これにより、知的財産権利者の通知に関しては一定の質が保たれると考える。</p> <p>一方で、プラットフォーム内事業者の声明に悪意があった場合の処遇に関する規定は見当たらないため、上記記載を追加することで、プラットフォーム内事業者の声明に関しても一定の質が保たれることを希望する。</p>
関連する法令等	特になし。

以上